

※この法令は廃止されています。

昭和五十三年法律第三百三号

造船業基盤整備事業協会法

目次

第一条 総則（第一条～第十条）	第二章 設立（第十一条～第十六条）
第二章 設立（第十一条～第十六条）	第三章 管理（第十七条～第二十八条）
第三章 管理（第十七条～第二十八条）	第四章 業務（第二十九条～第三十五条）
第四章 業務（第二十九条～第三十五条）	第五章 財務及び会計（第三十六条～第四十四条）
第五章 財務及び会計（第三十六条～第四十四条）	附則

第一章 総則

(目的) 第一条 特定船舶製造業安定事業協会は、特定船舶製造における計画的な設備の処理を促進するため、特定船舶製造業の用に供する設備及び土地の買収等を行うことにより、特定不況産業安定臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号)と相まって、特定船舶製造業における不況の克服と経営の安定を図ることを目的とする。

(第二条) この法律において「特定船舶製造業」とは、最近における内外の経済的事情の著しい変化により、その船舶製造業における造船能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるため、その船舶製造業に属する事業者の相当部分の経営の著しい不安定が長期にわたり継続するおそれがあると認められる船舶製造業であつて、当該船舶製造業の用に供する設備の廃棄、長期の休止又は譲渡を行うことによりその事態を克服することが必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

(法人格) 第二条 特定船舶製造業安定事業協会(以下「協会」という。)は、法人とする。

(数) 第四条 協会は、一を限り、設立されるものとする。

(資金) 第五条 協会の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

(設立の認可等) 第十二条 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対する出資を募集しなければならない。

(設立) 第十三条 前項の事業計画書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

(登記) 第十一条 協会を設立するには、特定船舶製造業について学識経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

(設立の認可等) 第十二条 発起人は、前条第二項の規定による募集中が終わったときは、定款及び事業計画書を運

2 受けて、その資本金を増加することができると。

3 政府は、前項の規定により協会がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、協会に出資することができる。(持分の払戻し等の禁止)

4 戻すことができない。

5 協会は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

6 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

7 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

8 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

9 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

10 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

11 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

12 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

13 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

14 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

15 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

16 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

17 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

18 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

19 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

20 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

21 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

22 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

23 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

24 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

25 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

26 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

27 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

28 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

29 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

30 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

31 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

32 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

33 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

34 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

35 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

36 協会は、出資者の持分を譲渡することができる。

輸大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十三条 運輸大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

1 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

2 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

3 協会は、必要があるときは、運輸大臣の認可を得る。

4 協会は、出資者の持分を増加することができる。

5 協会は、出資者の持分を増加することができる。

6 協会は、出資者の持分を増加することができる。

7 協会は、出資者の持分を増加することができる。

8 協会は、出資者の持分を増加することができる。

9 協会は、出資者の持分を増加することができる。

10 協会は、出資者の持分を増加することができる。

11 協会は、出資者の持分を増加することができる。

12 協会は、出資者の持分を増加することができる。

13 協会は、出資者の持分を増加することができる。

14 协会は、出資者の持分を増加することができる。

15 協会は、出資者の持分を増加することができる。

16 協会は、出資者の持分を増加することができる。

17 協会は、出資者の持分を増加することができる。

18 協会は、出資者の持分を増加することができる。

19 協会は、出資者の持分を増加することができる。

20 協会は、出資者の持分を増加することができる。

21 協会は、出資者の持分を増加することができる。

22 協会は、出資者の持分を増加することができる。

23 協会は、出資者の持分を増加することができる。

24 協会は、出資者の持分を増加することができる。

25 協会は、出資者の持分を増加することができる。

26 協会は、出資者の持分を増加することができる。

27 協会は、出資者の持分を増加することができる。

28 協会は、出資者の持分を増加することができる。

29 協会は、出資者の持分を増加することができる。

30 協会は、出資者の持分を増加することができる。

31 協会は、出資者の持分を増加することができる。

32 協会は、出資者の持分を増加することができる。

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

(役員)

十一 協会の定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十二 協会は、役員として、会長一人、理事長一人、理事二人以内及び監事一人以内を置く。

十三 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

十四 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

十五 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

十六 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

十七 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

十八 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

十九 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

二十 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

二十一 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

二十二 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

二十三 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

二十四 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

二十五 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

二十六 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

二十七 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

二十八 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

二十九 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

三十 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

三十一 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

三十二 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

三十三 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

三十四 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

三十五 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

三十六 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

三十七 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

三十八 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

三十九 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

(役員)

十一 協会の定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十二 協会は、役員として、会長一人、理事長一人、理事二人以内及び監事一人以内を置く。

十三 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

十四 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

十五 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

十六 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

十七 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

十八 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

十九 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

二十 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

二十一 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

二十二 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

二十三 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

二十四 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

二十五 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

二十六 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

二十七 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

二十八 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

二十九 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

三十 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

三十一 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

三十二 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

三十三 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

三十四 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

三十五 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

三十六 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

三十七 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

三十八 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

三十九 協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

二 職務上の義務違反があるときは、会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

(役員の兼職禁止)

第二十四条 役員(非常勤の理事を除く。)は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、運輸大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十五条 協会と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(評議員会)

第二十六条 協会に、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、特定船舶製造業について学識経験を有する者の中から、運輸大臣の認可を受けた、会長が任命する。

(職員の任命)

第二十七条 協会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十八条 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務)

第四章 業務

第二十九条 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 特定船舶製造業の用に供する設備及び土地を併せて買収すること(当該設備が設置されている事業場における特定船舶製造業のすべてが廢止される場合に限る)。

二 買収した設備の管理及び譲渡又は廃棄を行うこと。

三 買収した土地の再利用のための造成その他の管理及び譲渡を行うこと。

四 納付金を徴収すること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 協会は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(業務実施計画)

第三十条 協会は、業務の開始前に、前条第一項の事項を記載した業務実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 業務の内容及びその実施時期

2 運輸大臣は、業務実施計画が次の各号に適合していると認めるときは、前項の認可をするものとする。

一 特定不況産業安定臨時措置法第三条第一項の規定に基づいて定められた船舶製造業に関する安定基本計画に定める設備の処理に関する事項を実現するために有効かつ適切なものであること。

二 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を確実に遂行するためには適切なものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、特定船舶製造業における事業活動及び経営の状況等に応じて適切な配慮がなされているものであること。

(業務の委託)

第三十一条 協会は、運輸大臣の認可を受けて、その業務の一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第三十二条 協会は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

六 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 協会は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(納付金)

第三十三条 特定船舶製造事業者は、運輸大臣が告示で定める日以後において、運輸省令で定めする船の製造を内容とする請負契約を締結したときは、協会が行う第二十九条第一項第一号から第三号までに掲げる業務に要する経費の一部に充てるため、運輸省令で定めるところにより、協会に対し、当該請負契約に定められた船価に運輸大臣が毎年度定める納付金率を乗じて得た額の納付金を納付しなければならない。

2 前項の納付金率は、当該年度の開始前に、当該年度における同項の船舶の受注の見通し及び協会が行う第二十九条第一項第一号から第三号までに掲げる業務の実施の見通しを基礎とし、該年度における同項の船舶の受注の見通し及び協会が行う第二十九条第一項第一号から第三号までに掲げる業務の実施の見通しを基礎とし、特定船舶製造業における経営の安定に支障を与えないよう配慮して定めるものとする。

3 運輸大臣は、第一項の納付金率を定めようとするときは、海運造船合理化審議会の意見を聽かなければならぬ。

(強制徴収)

第三十四条 協会は、前条第一項の納付金の納付義務者が納定期限までに同項の納付金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 協会は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 協会は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る納付金及び第五項の規定による滞延金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、運輸大臣の認可を受け、滞納処分をすることができる。

4 前項の規定による督促をしたときは、当該督促状がその指定の期限までにその督促に係る納付金及び第五項の規定による滞延金を納付しないときは、国税の例による。

5 協会は、第一項の規定により督促をしたときは、当該督促状がその指定の期限までにその督促に係る納付金及び第五項の規定による滞延金を納付しないときは、国税の例による。

(事業年度)

第三十五条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十六条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

(財務及び会計)

第三十七条 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

(財務諸表)

第三十八条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第三十九条 協会は、第三十七条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十条 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

